

Q13

おたふくかぜ、麻疹などに感染している場合、風疹の予防接種は1カ月間受けるべきではないと考えてよいですか。この場合「治癒後1カ月」ですか。「発病後1カ月」ですか。

A

現在、予防接種を受ける人がおたふくかぜ、麻疹などに感染し、潜伏期間中であることが明らかな場合には、風しんワクチンの接種は避けてください。麻疹に関しては治癒後4週間程度、その他(風疹、水痘及びおたふくかぜ等)の疾病については治癒後2～4週間程度、その他のウイルス性疾患(突発性発疹、手足口病、伝染性紅斑など)については、治癒後1～2週間の間隔をあげれば、生ワクチン・不活化ワクチンともに接種ができるとされていますが、接種医師が罹った疾患の重症度により個別に適切な接種時期を決定することが必要です。

感染症の種類やその症状によっても、発病後治癒までの期間は異なりますが、普通は「治癒後1カ月」と考えることがよいと思います。「発病後1カ月」では、感染症の種類によっては免疫機能の回復が十分といえない場合があります。したがって、この免疫機能の回復や体力の回復を十分に見定めるため、一般的に「治癒後1カ月」とされています。特に経過が長引いたり、慢性化している場合には注意が必要で、接種するかどうかの最終判断は、問診及び予診・診察によって接種医師が慎重に決定すべきものです。

(参照 p7, Q6 p25, Q8)